大阪府情報公開審査会答申(大公審答申第410号)

[対象文書送付期限関係文書不存在非公開決定審査請求事案]

(答申日:令和6年9月25日)

第一 審査会の結論

大阪府教育委員会が行った不存在による非公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

1 令和3年7月8日、審査請求人は、大阪府教育委員会(以下「実施機関」という。)に対し、大阪府情報公開条例(平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。)第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求を行った。

(行政文書公開請求の内容)

- (1) 大阪府教育委員会の担当課が、行政文書公開請求の手数料納付を確認してから、何日 以内に資料を送付すべきかわかる資料(以下「本件請求(1)」という。)
- (2) 上記(1) について、既に行政文書公開請求の手数料納付を確認しているのに、資料を送付していない請求一覧 (以下「本件請求(2)」という。)
- 2 同月14日、実施機関は、本件請求に対し、「本件の行政文書について、請求された資料等の存在を教育庁関係課に調査したが、該当はなかったため」という理由を付して、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定(以下「本件決定」という。)を行い、審査請求人に通知した。
- 3 同年8月27日付け、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法(平成26年 法律第68号)第2条の規定により、実施機関に対し、審査請求を行った。

第三 審査請求の趣旨

処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の審査請求書における主張は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

本件請求(2)について、少なくとも、令和2年12月17日付け教総第2672号にかかる公開が、手数料納付済であるにも関わらず為されていないため。

2 反論書における主張

「弁明の理由」について、「審査請求人が費用の支払いを拒否した」旨を主張しているが、本来の私の請求はメール「内容」であったものを、情報が膨大であるとして、一旦メールの「件名」のみを公開対象とし、追って希望するもののみ詳細を開示するとのことで処分者とやりとりが為されたため、その詳細を請求したものである。従って、新たに公開決定を行うものではなく、同一の決定にかかる事務として公開がなされるべきであって、新たな費用負

担が発生しないという趣旨を伝達したものであり、費用の支払いを拒否したなどという性質 のものではないので、当該主張は失当である。

また、「納付を確認後、公開対象文書を送付済み」であることについては虚偽である。未 だに文書は送付されていない。よって不当である。「納付を確認後、公開対象文書を送付済 み」と主張するのであれば、その証拠を提出すること。

したがって、それら根拠が存在するのは自明である。

3 再反論書における主張

「再弁明の理由」について、「審査請求人が費用の支払を拒否した」旨を主張しているが、これについては既に提出した反論書を援用する。当該主張は失当である。

また、「納付を確認後、公開対象文書を送付済み」であることについてはやはり虚偽である。処分庁の提出した書証によれば、異なる「ダウンロードキーワード」が3種類設定されている。大阪府の行政文書公開請求のウェブサイトでは、「ダウンロードキーワード」は1種類しか設定できず、3種類設定することはできないし、そもそもこれら「ダウンロードキーワード」3種はいずれも私が請求時に設定したものではない。私が設定した「ダウンロードキーワード」ではないのに、どのように私がダウンロードするのか理解できない。これらは明らかな不当行為である。また、「ダウンロード日時」も空欄であり、実際にダウンロードはされていない。これらから、処分庁が「納付を確認後、公開対象文書を送付済み」であることについては虚偽であることは紛れもない事実であると言える。

処分庁は時間稼ぎをするためにこのような姑息な手段を執っていることが明らかである。 よって不当である。したがって、それら根拠が存在するのは自明である。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

- 1 弁明書における主張
- (1) 弁明の趣旨

本審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 弁明の理由

大阪府においては、条例に基づき、条例第8条の除外事由を除き、原則、公開を請求された行政文書が存在する場合、公開することとなっている。

条例第2条第1項の規定によれば、行政文書とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」である。

一方、情報公開請求を行うにあたっては、条例第7条第1項第2号において「行政文書の名称その他の公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載が求められている。

この点、審査請求人の請求する文書については処分庁において取得、管理しておらず、 存在しないものである。

なお、審査請求人のいう令和2年12月17日に全部公開及び部分公開決定処分を行った文書については、審査請求人が全部公開及び部分公開決定処分当初より行政文書の写しの作成に要する費用の支払いを拒否し、令和3年6月15日付けでこれをはじめて納付したものである。処分庁は納付を確認後、公開対象文書を審査請求人に送付済である。

(3) 結論

以上のとおり、本件決定は、条例の規定に基づき適正に行われたものであり、実施機関の決定に違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

2 再弁明書における主張

審査請求人は反論書において、公開対象文書を審査請求人に送付したという事実につき「虚偽である」と主張するが、本件情報公開請求に係る審査請求人のいう令和2年12月17日に全部公開及び部分公開決定処分を行った文書については、審査請求人が全部公開及び部分公開決定処分当初より行政文書の写しの作成に要する費用の支払いを拒否し、令和3年6月15日付けでこれをはじめて納付したものである。処分庁は納付を確認後、公開対象文書を審査請求人に送付済である。本件は開示対象文書が膨大であるため、大容量送信システムによりメールにて開示資料をデータでダウンロード可能な状態に置くことを審査請求人に通知することで開示を行ったものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府 民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、その ことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活 の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼 を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 本件請求(1) について

ア 条例第18条第1項は、「実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに、請求者に対し、当該公開決定に係る行政文書を公開しなければならない。」と規定する。行政文書の公開は、同条第2項において、「前項の規定による行政文書の公開は、文書、図画、写真又はスライドにあっては、閲覧又は写しの交付により、電磁的記録にあっては、これらに準ずる方法として、実施機関の規則で定める方法により行う。」とし、この公開方法について、大阪府情報公開条例施行規則(平成12年大阪府規則第226号。以下「規則」という。)第4条第3項第3号は、「実施機関の規則で定める方法」として、「当該電磁的記録を用紙に出力したものの写しの交付」、「当該電磁的記録を光ディスクに

複写したものの交付」及び「当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの提供(インターネットの利用による提供に限る。)」という方法を規定している。

これら公開方法については、請求者が、行政文書公開請求を行うにあたり、運用として、請求時に「希望する公開の実施方法」及び「希望する公開の実施の場所等」の選択を行い、決定されることとなっている。

イ また、条例第38条柱書は、「次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の写しの作成及び送付(これらに準ずるものとして実施機関の規則又は実施法人の規程で定めるものを含む。)に要する費用を負担しなければならない。」と規定し、同条第1号は、「公開請求をして、行政文書若しくは法人文書又はこれらを複写した物の写しの交付(第18条第2項及び第3項の実施機関の規則(第19条の3において準用する場合にあっては、実施法人の規程)で定める方法を含む。)を受けるもの」と規定している。

さらに、規則第8条第3項は、行政文書の公開方法に応じて、写しの作成費用を規定しており、同条第4項は、「前項の写しの作成に要する費用及び当該写しの送付に要する費用は、前納しなければならない。」と規定している。

ウ 請求者が「請求時に希望する公開の実施方法」として「インターネットの利用による 提供」を選択した場合、実施機関は、所定の費用について納付書を作成し、行政文書公 開請求の決定通知書等と併せて請求者に送付することとなる。さらに、実施機関は、規 則第8条第4項の規定により、所定の費用の納付を確認した後は、条例第18条第1項の 規定により、「速やかに」インターネットを利用して、行政文書を提供しなければなら ない。

もっとも、請求者が納付した後、収納データのシステムへの反映には数日を要し、また、請求者がいつ納付を行うか、実施機関において把握が困難であるため、適時に納付を確認することができない場合もあり得るが、その場合であっても、納付を確認した後は、速やかに行政文書を提供することが求められる。

エ このことは、条例、規則、実施機関が使用するマニュアルである「納付書による費用 収納の手順」及び「事務フロー図」に記載されているところであるが、これらには、所 定の費用の納付確認後、「何日以内」に公開文書を送付すべきかに関して明確な記載は ないのであるから、実施機関が、対象文書が存在しないと判断したことは不合理ではな い。

(2) 本件請求(2) について

インターネットの利用者による行政文書の公開は、上記(1)のとおり、所定の費用の納付を確認した後は、速やかに公開するものであると考えられるところ、行政文書の公開請求の費用納付を確認しているにもかかわらず、行政文書を送付しないということは想定し難い。また、仮にそのような事態が生じたとしても、そのような請求を一覧という形にまとめる必要性は乏しく、本件請求(2)に係る文書が作成されていないことは、不合理ではない。

(3) その他の主張について

審査請求人は、実施機関の行政文書の公開に係る事務に問題があったことを主張しているが、当該主張は、本件請求に係る文書の存在を根拠づけるものではなく、上記(1)及び(2)

の判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

よって、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

(主に調査審議を行った委員の氏名) 荒木 修、島尾 恵理、小谷 真理、福島 力洋